

医業経営情報

REPORT

Available Information Report for Corporate Management

2019

6

医業経営

外国人患者の増加を見据えた 患者受入れ体制の整備と対応策

- ① 外国人患者の現況と政府の施策等
- ② 感染症対策と自院の現状・課題の整理
- ③ 自院の方針決定と受入れ体制の整備
- ④ 外国人患者への具体的な対応策

1 | 外国人患者の現況と政府の施策等

1 | 外国人患者受入れ体制整備の重要性

昨今話題となっている外国人患者ですが、医療機関の受入れ体制整備の観点から「在留外国人患者」、「医療目的で日本の医療機関を受診する外国人患者（以下、渡航受診者）」、「日本滞在中に病気や怪我で治療が必要となった訪日外国人患者」の3つに分類することができます。

従来、日本で外国人患者と言えば、「在留外国人患者」がほとんどで、対応する医療機関も一部でした。また、2010年代に入り、「渡航受診者」の受入れを行う医療機関が少しずつ増えてきましたが、受入れに積極的な医療機関だけの問題にとどまり、受入れに関心のない医療機関にとっては直接的に影響を受けませんでした。

しかし、近年訪日外国人旅行者が増加し、これまで外国人患者の受診がほとんどなかった地域でも外国人患者の受診が珍しくない状況となりました。

よって、医療機関が外国人患者の受入れ体制を整備することは今後の経営にとって重要となる可能性が考えられます。

◆在留外国人・訪日外国人数の推移



外国人の分類と受診に際する特徴

	人数	受診理由	受診する医療機関
在留外国人	256万人 ¹⁾	日常診療	地域の医療機関
訪日外国人	訪日外国人(観光目的) 2,869万人/年 ²⁾	救急診療(急病・怪我)	観光地の医療機関(どこの医療機関にも受診する可能性)
	訪日外国人(医療目的) 数千~万人/年 ³⁾	健康診断・先進的治療	外国人受入に取組んでいる医療機関

厚生労働省は、在留外国人と、観光・ビジネス目的で訪日し、医療が必要となった訪日外国人、および、在留外国人・訪日外国人を受け入れる医療機関における医療体制の整備を支援

1. 2017年12月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義: 中長期在留者及び特別永住者); 2. 日本政府観光局 訪日外客の動向(2017年)より;
3. 6,914人(2014年) - 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査(経済産業省)

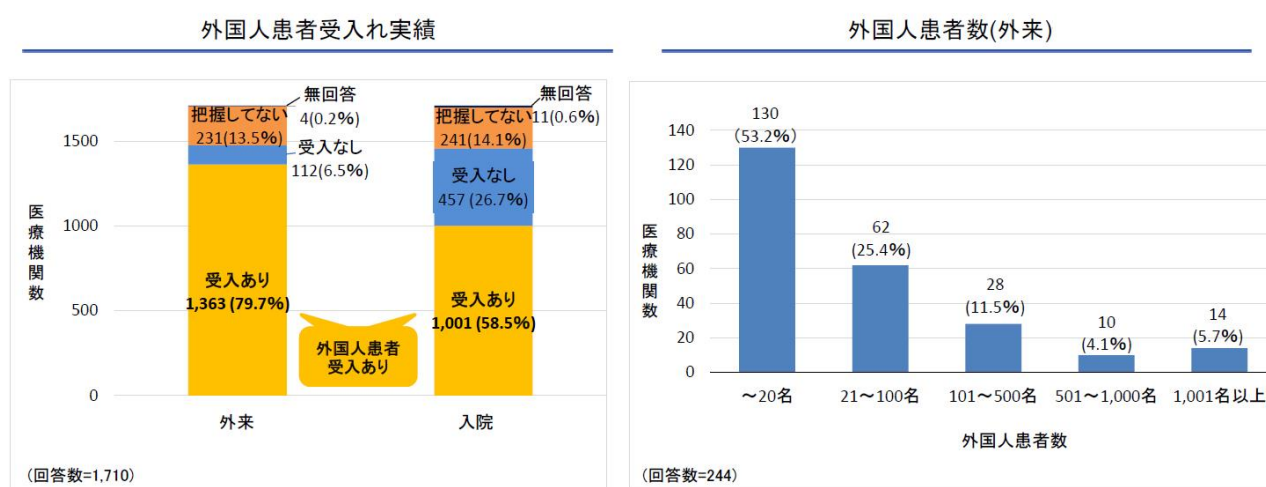
(出典)厚生労働省 第1回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 資料 2018年11月14日

2 | 外国人患者受入れの状況

救急告示病院と2015年度に「訪日外国人旅行者受入医療機関」として観光庁により選定された病院を対象とした「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(2017年公表)では、回答のあった1,710医療機関のうち、外来においては79.7%、入院においては、58.5%の外国人患者の受入れ実績がありました。

また、外国人患者数を実数で把握している244の医療機関において、半数以上が年間20名以下の受入れであった一方、5.7%の医療機関は年間1,001名以上の受入れがありました。

◆外国人患者受入れの状況



※1 調査対象の医療機関の内、回答のあった医療機関 (n=1,710)

※2 外来での外国人患者の受入れがあり、その患者数を実数で把握している医療機関 (n=244)

(出典)厚生労働省 第1回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 資料 2018年11月14日

3 | 外国人に関連する政府の施策等

本年4月に厚生労働省は、医療機関が外国人患者の受入れ体制を整備する際に参考として必要な知識や情報、体制整備のポイントをまとめた「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」(以下、マニュアル)を公表しました。当マニュアルは、在留外国人患者や訪日外国人患者を対象として作成され、政府のこれまでの施策等についても紹介しています。以下、マニュアルを基に政府の施策や医療機関の対応策等について紹介します。

政府は、観光先進国の実現に向けて「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年3月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人観光者数達成の目標を掲げ、訪日外国人観光者の誘致、受入れ環境の整備に取り組んでいます。

◆訪日外国人旅行者に関する政府の目標数値(一部抜粋)

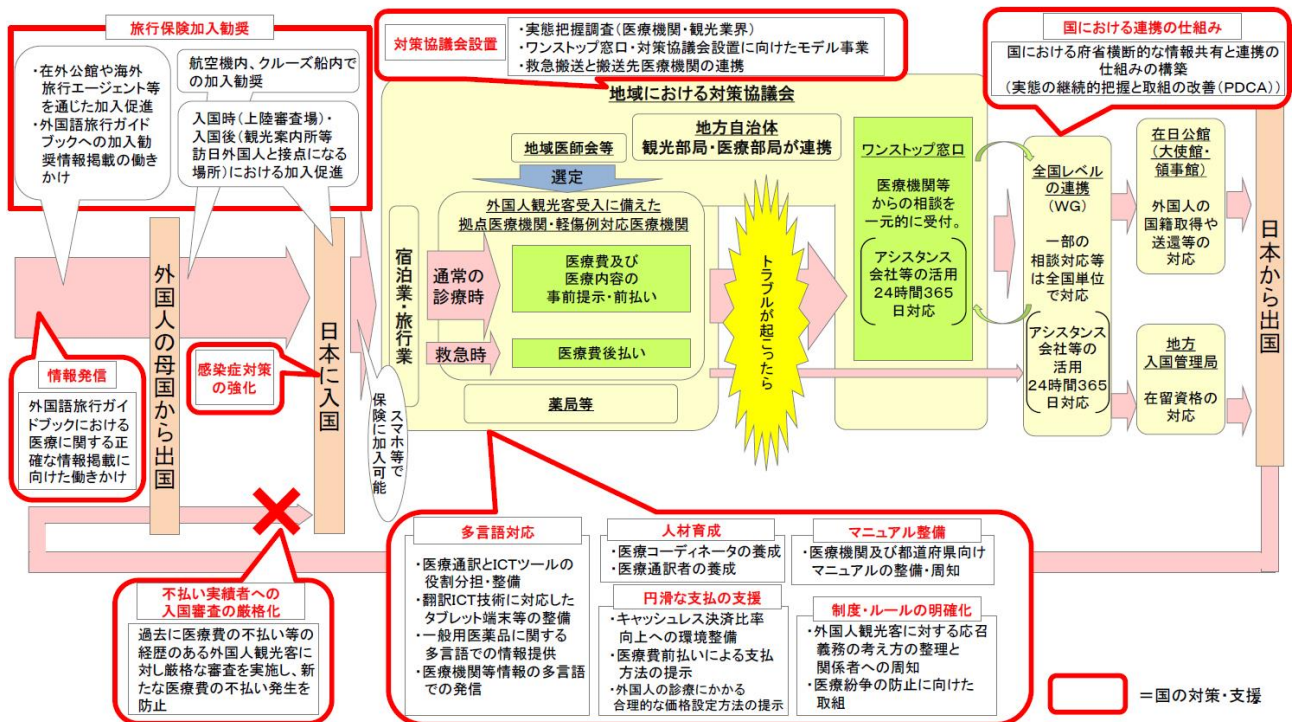
	2020年	2030年
訪日外国人旅行者数	4,000万人	6,000万人
訪日外国人旅行消費額	8兆円	15兆円
地方部での外国人延べ宿泊者数	7,000万人泊	1億3,000万人泊
外国人リピーター数	2,400万人	3,600万人

(出典)国土交通省官公庁「明日の日本を支える観光ビジョン」概要 新たな目標値について 2016年3月30日

国内の外国人数増大により医療機関等を受診する外国人も増加傾向にあり、言語、文化、支払い慣習の相違等に起因して多くの課題が生じ、医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内案内表示の多言語化等を通じ、外国人患者受入れ体制が整った医療機関の整備が進められてきました。

さらに、政府の健康・医療戦略推進本部のもと2018年に開催された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」がまとめられました。これを受け、関係府省庁が連携して取り組みを進めています。

◆訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策概要



(出典)首相官邸 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策 2018年11月14日

2 | 感染症対策と自院の現状・課題の整理

1 | 感染症対策

感染症が原因で日本の医療機関を受診する外国人の方がいます。外国人が日本の医療機関を受診する場合、元々の居住国や海外旅行先で感染症に罹患してから来日していることもあり、日本の居住者とは違った鑑別診断を立てて対応する必要があります。

麻疹、風疹、および結核など感染力が強く社会への影響の大きい疾患に罹患している可能性があり、それらを念頭においた感染対策が必要となります。

◆予防接種について

- 日本環境感染学会の発行している「医療関係者のためのワクチンガイドライン」に沿って事前にワクチン接種を済ませておく
- 厚生労働省「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（第2部 5. 職員の健康管理（5）職員の感染防止）に準じて職員の結核対策を行う
- ※ アジア、アフリカ圏では麻疹、風疹、結核の感染リスクが高く、受付職員、事務員は感染症に罹患した患者に接触する可能性が高い一方で対応が漏れがちであるため注意が必要となる。

◆外国人旅行者から受診の問い合わせがあった場合の対応/受付をする時

- 外国人患者から電話相談があった場合、もしくは窓口に来た場合、年齢、性別、渡航元、症状（発熱、皮疹、気道症状、消化器症状は必ず）を聴取する
- 対応した者は、上記の情報に基づいて感染対策が必要な可能性の高い患者であるかどうかを判断する
- 感染対策が必要な可能性の高い患者とは具体的に以下の症状がみられる
 - ・ 呼吸器症状がある
 - ・ 発熱発疹がある
 - ・ 消化器症状がある
- 上記のような症状がみられる場合、医療機関での取り決めに基づき必要な感染対策を行う
- 対応した者は、行うべき対策について適宜院内感染対策の担当者に相談して指示を仰ぐ

感染性疾患の可能性が高い患者はそれぞれの症状ごとに必要となる感染対策に沿い、他の患者から隔離します。患者動線については、他患者、医療従事者と接触しないような経路を事前に決めておきます。また、診察の結果、感染症届け出疾患（麻疹、水痘、結核等）の可能性があれば、担当地区の保健所に連絡し対応を協議します。

◆受診までの患者の動線の設定

発熱・皮疹のある患者	患者には、マスクを着用して来院し病院に入る前に改めて受付に連絡するように指示する。N95 マスクを着用した病院職員が迎えに行き、他の患者と接触しないよう誘導する。
気道症状のある患者	患者には、マスクを着用し来院するように指示する。通常の患者と2 m以上離れた場所に案内する。ただし結核が疑われる場合には発熱・皮疹のある患者への対応に準ずる。
消化器症状のある患者	通常の患者と2 m以上離れた場所に案内する。

◆待合室までの動線

発熱・皮疹のある患者	患者にマスクを着用させ、N95 マスクを着用した職員が案内をする。他の患者と異なる経路を使用することが望ましい。
気道症状のある患者	患者にマスクを着用させる。患者の2 m以内に他の患者が入らないよう配慮する。ただし結核が疑われる場合には発熱・皮疹のある患者への対応に準ずる。
消化器症状のある患者	2 m以内に他の患者が入らないよう配慮する。

◆待合室

発熱・皮疹のある患者	通常の待合室とは別の個室で待機させる。この部屋の配管は院内の配管システムと独立していることが望ましい。部屋にはナースコールなどを準備し、患者の安全面に配慮する。採血や、X線撮影などの検査をどこでどのように行うかについても予め医療機関で定めておく。部屋の使用後は二次感染を防ぐために十分な時間換気を行う。
気道症状のある患者	他の患者と2 m以上離れるように誘導する。ただし結核が疑われる場合には発熱・皮疹のある患者への対応に準ずる
消化器症状のある患者	他の患者と2 m以上離れるように誘導する。嘔吐があった場合、下痢症状がある患者が使用したトイレは消毒を行う。

(出典) 厚生労働省 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル 2019年4月11日公表

2 | 自院における外国人患者の現状の把握と課題の抽出

外国人患者の受入れ体制を整備する際には、自院においてどのような受入れ体制を整備する必要があるのかを考え、その結果を踏まえながら適切な外国人患者の受入れ体制を整備することが必要となります。

自院に最適な外国人患者の受入れ体制を整備するためには、はじめに自院を受診する外国人患者の状況をできるだけ正確に把握することが必要となります。

外国人患者の受診状況を把握するため、診療申込書等を活用して診療申込書に「国籍」や「日本での滞在状況」を記入する欄を設けます。そこに記載された内容を確認することで自院を受診する外国人患者の状況把握が容易になると考えられます。

最近では、訪日外国人旅行者に人気のある地方の観光地などをはじめとして急速に外国人患者の受診が増えている医療機関があります。そのような医療機関では、現在の状況把握だけでなく将来の外国人患者の受診予測も必要となります。

◆外国人患者の受診状況の把握

●自院における現在の外国人患者の受診状況の確認事項

例) 人数、国籍、区分（在留・訪日外国人旅行者等）、診療科、救急性の有無、受診ルートなど

外国人患者の受診状況を把握した後は、現在自院で行っている外国人患者の受入れ体制整備のための取組みをすべて洗い出すことが重要となります。同時に、外国人患者の受入れに関して自院の課題や問題の把握が必要となります。

◆課題や問題の整理

●課題は目に見えるものだけではなく、職員の不安や負担等も考慮して抽出する

例) 外国人患者と上手くコミュニケーションがとれず、十分な説明ができなかった

●職員にアンケート調査を行い外国人患者への対応に関してどのようなトラブルを経験したり、負担や不安を感じたりしているのかを把握する

3 | 自院の方針決定と受入れ体制の整備

1 | 自院の方針決定と受入れ体制の整備

自院における外国人患者の現状の把握と課題・問題の整理を終えたら、その結果を基に、体制整備の方針を決定し、その方針に従った受入れ体制の整備を行います。

マニュアルで推奨する主な受入れ体制整備方針の項目は以下の 11 項目となります。

◆主な受入れ体制整備方針の項目

項目	主な内容
医療費の設定	訪日外国人旅行者患者の医療費の価格設定はそれぞれの医療機関の裁量に委ねられている。自院の経営方針や訪日外国旅行者患者対応にかかるコスト等を念頭に置きながら、自院における訪日外国旅行者患者の医療費の設定を行う。
医療費概算の提示方法	外国人患者、特に外国人旅行者の患者の場合には、検査や治療を行う前にあらかじめ医療費の概算を患者に示すことがトラブルを防止する上で非常に重要となる。しかし、日本の医療機関では検査や治療の前に医療費の概算を示す慣習や仕組みがないので、医療費の概算を示す具体的な形や仕組みを担当者間で検討を行う。
通訳体制	医療機関で導入する通訳手法には様々なものがあり、通訳手法によって長所や短所・コスト等は大きく異なる。また、院内の場面（受付・検査・診療等）によって求められる通訳手法も異なる。自院ではどのような通訳手法を、どのような場面で、どのように利用するのが最適か担当者間で十分検討し整備する。
院内文書の多言語化	外国人患者の受入れを円滑に行うためには、院内文書の多言語化が不可欠であるが、院内で使用しているすべての文書の多言語化を図ることは容易ではない。自院の外国人患者の受診状況を踏まえながら、どのような院内文書を、どのような順序で多言語化するか、また翻訳した文書をどこへ保管するか検討する。
マニュアルの整備	ケアの標準化を図り、トラブルを防止するためにはマニュアルの活用が有効となるが、外国人患者対応においてどのようなマニュアルを作成し、活用するのが良いかは医療機関の規模や機能、外国人患者の受診状況等によっても異なる。まずは、自院においてどのようなマニュアルの作成・導入が望ましいのか関係者間で話し合い、その上でマニュアルの作成・導入に取り組む。
院内環境の整備	外国人患者に院内で安心・安全に過ごしてもらうためには、「院内掲示の多言語化」や「入院中の食事の対応」、「宗教・文化への対応」など、一定の院内環境整備が必要となる。しかし、院内環境をどこまで整備するかは、その必要性や外国人患者の受診状況によって大きく異なるため、院内環境の整備をどこまで、どのように行うのか関係者間で十分に検討する。
宗教上の配慮	外国人患者の場合には、宗教や慣習の違いについて一定の配慮が必要となる。自院では、そのような情報をどのように入手するか、入手した情報についてどのように対応していくのか関係者間で十分に話し合い自院の方針を明らかにする。
院外の医療機関・関係機関との連携	外国人患者の受入れを円滑に行うためには、院外の医療機関や行政機関、観光関係事業者、医療アシスタンス会社、保険会社等との連携が必要となる。院外の医療機関や関係事業者等との連携関係の構築や具体的な連携方法等について、外部の関係者を巻き込んで検討する。

情報提供	外国人患者の円滑な受入れを実現するためには、外国人患者や関係者に対して、ホームページ等で必要な情報を提供することが有効である。どのような情報をどのように提供するのが最も効果的か関係者間で検討する。
外国人患者受入れ医療コーディネーター/担当者・担当部署	国では、外国人患者が医療機関を訪れた際の調整・サポート等を行う外国人患者受入れ医療コーディネーターの育成に取り組んでいるが、このような外国人患者受入れ医療コーディネーターをはじめとして、自院における外国人患者の受入れに関して、専門の担当者や担当部署を決めておく。また、その役割や責任等についても明確にして院内全体で共有する。
研修	外国人患者の受入れを円滑に行うためには、一部の担当者だけではなく職員全体が一定の知識や理解を得ておくことが重要となる。そのため、外国人患者の受入れや対応に関する職員研修のあり方や実施内容や実施時期についても関係者間でよく話し合った上で実施する。

(出典) 厚生労働省 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル 2019年4月11日公表

2 | 外国人患者への医療費の設定

外国人患者への医療費については、今後、医療機関の厚生労働科学研究「外国人患者の受入環境整備に関する研究（訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究）」が医療機関の参考となるよう、診療価格の算定方法や事例が記された報告書を作成し公開する予定となっています。

現在、訪日外国人旅行者に対する診療価格は自由診療であり、医療機関が任意に価格を設定してよいものとされています。

しかし、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人等（以下、社会医療法人等）においては、自費患者に対し請求する金額について社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることが求められています。こうした中、厚生労働省は「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」を発出し、社会医療法人等は、必要とした経費を訪日外国人患者等に請求できることを改めて周知させました。

◆医療費の設定

●一般の医療法人等の医療費の設定

自由診療である訪日外国人の診療については、必要な経費を請求できる

⇒医療機関が任意に価格を設定してよい

●社会医療法人等の医療費の設定

税制優遇措置を受けることから公的に運営されることが求められ、自費患者に対し請求する金額については社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることが認定又は承認の要件とされている

⇒1点10円での請求となるが、以下の費用については請求してもよいとされている

◆社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について(一部抜粋)

- ① 次の経費は訪日外国人の診療にのみ生じる特有の経費であることから、その必要な経費を訪日外国人の患者に請求することは差し支えない。
 - ア) 旅行者保険に関連する事務の費用
 - イ) 診療・治療に必要な患者情報について外国との連絡に係る事務の費用（外国在住の患者家族への病状説明、手術の同意を得ることに係る費用を含む。）
- ② 社会医療法人等にあっても次の事項については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 1 日保医発第 0901002 号（以下「通知」という。））に基づき、療養の給付と直接関係ないサービス等として、費用徴収することが認められている。
 - ア) 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料(通知 2 (2) ウ)
 - イ) 日本語を理解できない患者に対する通訳料（通知 2 (5) イ）
- ③ 診療と直接関係ないサービス（空港までの患者搬送等）を提供する場合に、実費を請求することは差し支えない。なお、サービスの提供に当たっては、関係法令に基づき、当該社会医療法人等が実施することができる業務の範囲内で行うこと。

（出典）厚生労働省 社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について 2019 年 3 月 29 掲載

3 | 費用トラブル回避のための医療費概算の事前提示

外国人患者の中には、民間の医療保険にも加入しておらず、その医療費が全額自己負担となる人もいます。

そのため、外国人患者には医療費の支払いや治療内容に対するトラブルを防止するため、事前に医療費や内容について説明し同意を得ておくことが重要となります。

自院において、どのように概算医療費を算出し提示するか等について具体的に検討し実施することが求められます。

◆医療費概算の算定・提示方法の例

- 概算医療費について多言語の概算医療費を示す書式を準備する
日本語と英語で書かれた概算医療費の書式を予め準備し、金額等を記入して示す
- 基本的な医療費の価格を一覧表にして、受付等で提示する
初診料〇〇円 再診料〇〇円 レントゲン検査〇〇円 など
- 高額な検査や治療を行う必要がある場合には、必ず事前にそのことを患者に告げ同意を得られるまでその検査や治療を行わない

4 | 外国人患者への具体的な対応策

1 | 通訳手法の種類と特徴

通訳手法には、「対面通訳（院内雇用）」、「対面通訳（外部派遣）」、「電話通訳」・「映像通訳」、「翻訳デバイス」等、様々なものがあります。医療通訳のスキルを持った職員を雇用できる医療機関は非常に限られ、医療通訳の派遣を行っている地域も限られているため、多くの医療機関にとって対面通訳者を確保することは容易ではありません。また最近では在留外国人や訪日外国人旅行者の多国籍化に伴い、英語や中国語などだけではなくそれ以外の様々な言語にも対応しなければならない場合もあります。

そこで、医療機関は様々な通訳手法を上手に使い分け、自院にとって実現可能で最適な通訳体制を整備する必要があります。

◆通訳手法の手法別特徴(概念図)

	体面通訳 (雇用)	体面通訳 (派遣)	映像 通訳	電話 通訳	翻訳機	翻訳ツール (インターネット の翻訳サイト等)
即時性 (いつでも利用 可能か)	△ 時間制約有	△ 時間制約有	○	○	◎	◎
場所 (どこでも利用 可能か)	△ 通訳者の確保 が必要	△ 通訳者の確保 が必要	○ 要インター ネット環境	○	◎	◎
多言語対応力	×	△	○	○	◎	◎
IC等、高度で複雑な 場面での対応力	◎ 但し、通訳者の 能力による	◎ 但し、通訳者の 能力による	○	○	×	×
患者や医療従事者の 安心感	◎	◎	○	△	△～×	△～×
正確な通訳が行われな かった時の発見の可能性	◎ 但し、通訳者の 能力による	◎ 但し、通訳者の 能力による	○	○	×	×
コスト	高					低
複数の医療機関での 共同利用の可能性	△	○	◎	◎	×	×

(出典) 厚生労働省 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル 2019年4月11日公表

2 | 医療紛争の事前防止対策

トラブルに発展する症例の多くは患者との間で十分なコミュニケーションがとられず、信頼関係が構築できていないことが原因とされます。日本人との違いを念頭に信頼関係を構築し、事前に防止することが紛争対策として最も重要となります。

◆外国人患者の特徴を考慮した紛争対策

- 受付対応から帰国までの対応を考慮した組織体制
- 各種書類の整備とインフォームド・コンセント
- 医療費に関するトラブル対策

(1) 受付対応から帰国までの対応を考慮した組織体制

外国人患者の受入については、通訳を手配することができる体制が必要となります。特に外国人患者が少ない施設でも、必要な際は通訳を手配する方法を施設内で共有しておくことが大事です。一方、外国人患者が多い施設では、受付から帰国まで外国人患者に対応できる院内体制整備および外部機関とのコーディネートができる体制整備が望まれます。

(2) 各種書類の整備とインフォームド・コンセント

訪日外国旅行者患者の診療は自費診療であり、治療費が高額になる可能性があり支払いなどで紛争になることが考えられます。また、検査から治療まで医療機関と患者間の契約にて成立することを考慮することが医療紛争を防ぐために必要となります。そのため、同意書、問診票、インフォームド・コンセント等を整備し運用することが保険診療の場合よりも重要となります。

◆外国人患者と共有すべき項目

- 外国人患者の氏名、国籍・住所、生年月日、勤務先、連絡先
- 宗教診療契約の内容の特定
- 加入する保険
- 治療費・支払い方法・遅延損害金等
- 副作用・合併症が生じた場合の対応
- 説明、同意確認の年月日

(3) 医療費に関するトラブル対策

医療費に関するトラブルを防ぐためには、診療の流れと自院での可能な支払い方法等を説明する必要があります。また、近隣で外貨両替所や外貨の引き出しが可能な ATM の情報をあらかじめ把握しておき、必要な場合にはその情報を外国人患者に伝えることも想定しておきます。

診療の前には概算医療費を算出し、外国人患者に掲示することで事前にどれくらいの費用がかかるか等を示すことが重要です。この際、概算医療費よりも請求時の金額が高くなるとトラブルの原因になります。概算医療費を算出する際には、請求時の金額よりも低くならないよう注意が必要です。

概算医療費を提示した上で、診療開始に関する患者の意思を確認します。そこで、医療費に関して外国人患者の要望等を確認し、要望があった場合にはその旨を診療録等に記載して、院内関係者間で共有できるようにしておきます。

医療費の支払い方法を確認して必要に応じてデポジット（前払い）等を請求します。

◆医療費に関する注意点

●患者からディスカウント要求

外国人患者の中には医療費のディスカウントを要望する人がいる。要望があった場合の対応や自院の方針を明確にすることが求められる。

●帰国前清算の徹底

外国人患者は一旦帰国してしまうと医療費の回収は非常に困難となる。できるだけ院内にいる間に全額回収できるような支払い方法・支払い計画を立てることが重要となる。

●預り金について

保険診療において、将来的に発生することが予想される債権を適正に管理する観点から、患者から「預り金」を求める場合は、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、精算方法等の明示などの適正な手続を確保すること。

国の政策と、本年9月に開催されるラグビーワールドカップや2020年に行われるオリンピック・パラリンピック等のイベントにより訪日外国人は確実に増加していきます。

また、日本の人口は減少することが見込まれていますが、訪日外国人は今後も増える見通しとなっており、医療業界に限らず訪日外国人への対応が必要となってきます。

外国人患者の受け入れについては、今後の自院のあり方にとって影響を与える可能性がある一方、課題も多く未収金問題も現実としてあるのが実態です。

今後は、国の政策の動向を見守りつつ、自院の方向性について検討していく必要があります。

■参考資料

厚生労働省 第1回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会

「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」の結果

外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について

国土交通省官公庁 「明日の日本を支える観光ビジョン」 概要 新たな目標値について

首相官邸 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策

PHASE3 2018年11月号

医業経営情報レポート

外国人患者の増加を見据えた 患者受入れ体制の整備と対応策

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。